

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

土木工事施工管理基準

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

第1 目的

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-23「施工管理」に規定する施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、栃木県農政部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
- (3) 品質管理
 - 1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。
 - この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項は、全面的に実施するものとする。
 - また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

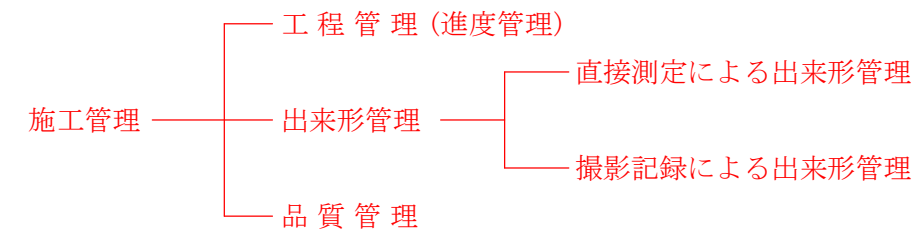
第2 適用

この管理基準は、栃木県農政部が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定める J I S 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては、当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式(ネットワーク方式、バーチャート方式等)により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下、「出来形測定」という。）し、その都度、結果記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下、「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1 施工管理責任者

受注者は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-42 主任技術者及び監理技術者に規定する技術者と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後	現行
<p>(イ) 路盤 維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000 m²以下のもの）</p> <p>(ロ) アスファルト舗装 維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100 t 未満のもの）</p> <p>2) なお、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</p> <p>3) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JISA5308）は、受注者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>4) 品質管理基準における舗装（路盤、アスファルト等）に関する試験（測定）基準欄の舗装施工面積は投影面積とする。</p> <p>5) 公的機関は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益財団法人とちぎ建設技術センター (2) 株式会社中研コンサルタント 栃木技術センター (3) 芳賀生コンクリート協同組合技術センター <p>6. 規格値及び管理基準値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。 なお、農政部の工事においては、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標参考値」として「管理基準値」を示している。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工及び出来形管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン」（平成 30 年 7 月農林水産省農村振興局整備部設計課）の規定によるものとする。 なお、ガイドラインが改正された場合には、最新版を適用する。</p>	<p>2 施工管理項目 施工管理は、別表第 1「直接測定による出来形管理」、別表第 2「撮影記録による出来形管理」、別表第 3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督員と協議するものとする。</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容 施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>4 施工管理上の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。 (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。 (3) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。 (4) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。 <p>5 検査（完成・一部完成・中間）時の提出内容 受注者は、完成検査、一部完成検査、中間検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。</p> <p>6 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。 (2) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。 (3) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JISA5308）は、請負者が自らもしくは公的機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、監督員の承諾を得るものとする。 (4) 公的試験機関は下記のとおりである。 コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験等は下記の機関による。 （公財）とちぎ建設技術センター （株）中研コンサルタント 栃木技術センター 栃木県生コンクリート技術センター <p>第 5 用語の定義 管理基準値……………管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」として示したものである。 規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。</p>

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

別表第1 直接測定による出来形管理

別表第1 直接測定による出来形管理

工種	項目	(目標参考値) 管理基準値(mm)	規格値(mm)	測定基準
----	----	----------------------	---------	------

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
----	----	-----------	-----------------	------

1 共通 工事	掘削	基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 情報化施工 においては、「 情報化施工技術の活用ガイドライン 」(農林水産省)による。
		幅(W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
		法長(L)	法長 5 m未満⊕ 125 " 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%	
		施工延長		⊖ 200	

1 共通 工事	掘削	基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150	
		法長(L)	法長 5 m未満⊕ 125 " 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%	
		施工延長		⊖ 200	

1 共通 工事	基礎杭打工 木杭	基準高(V)	±40	± 50	重要構造物は全数、それ以外は施工本数 20 本当たり 1 本測定し、20 本未満は 2 本 杭中心 で測定する。 支持杭については打止り沈下量を全数測定する。
		偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150	
	プレキャスト コンクリート 杭				
	鋼管杭				
	場所打杭				
	深礎杭				

1 共通 工事	基礎杭打工 木杭	基準高(V)	⊕50 ⊖ 30 場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	⊕ 75 ⊖ 45 場所打杭 ⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45	重要構造物は全数、それ以外は施工本数 20 本当たり 1 本測定し、20 本未満は 2 本測定する。 支持杭については打止り沈下量を全数測定する。
		偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150	
	プレキャスト コンクリート 杭				
	鋼管杭				
	場所打杭				
	深礎杭				

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

1 共通 工事	U字溝	基準高(V)	± 25	± 40	施工延長おおむね 50mに つき 1箇所割合で測定 する。 上記未満は 1 施工箇所に つき 2箇所測定する。
	U字フリーム	中心線の ズレ(e)	± 30	± 50	
	ベンチフリーム	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	

1 共通 工事	U字溝	基準高(V)	± 25	± 40	施工延長おおむね 50mに つき 1箇所割合で測定 する。
	U字フリーム	中心線の ズレ(e)	± 30	± 50	
	ベンチフリーム	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	

2 ほ場 整備 工事	基盤造成	基準高(V)	指定したとき ± 100	± 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する) 情報化施工の場合には 「情報化施工技術の活用 ガイドライン」(農林水産 省) による。
	表土整地	均平度 (◇)	± 35	± 50	

2 ほ場 整備 工事	基盤造成	基準高(V)	指定したとき ± 100	± 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)
	表土整地	均平度 (◇)	± 35	± 50	

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

6 水路 工事	現場打開水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50m(測点間隔が20mの場合には40m)につき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20	
曲線部 ⊕ 20	曲線部 ⊕ 30				
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

6 水路 工事	現場打開水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20	
曲線部 ⊕ 20	曲線部 ⊕ 30				
施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

6 水路 工事	現場打暗渠	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50m(測点間隔が40mの場合には40m)につき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20	
曲線部 ⊕ 20	曲線部 ⊕ 30				

6 水路 工事	現場打暗渠	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		高さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50	
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100	
		スパン長(L)	直線部 ⊕ 13	直線部 ⊕ 20	
曲線部 ⊕ 20	曲線部 ⊕ 30				

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

6 水路 工事	鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL形水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50m (測点間隔が20mの場合には40m)につき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20		
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			
	ボックスカルバート水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30		基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50m (測点間隔が20mの場合には40m)につき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

6 水路 工事	鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL形水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25		
		厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20		
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			
	ボックスカルバート水路	基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30		基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35	直線部 ⊕ 50		
			曲線部 ⊕ 65	曲線部 ⊕ 100		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150			

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

別表第2 撮影記録による出来形管理

別表第2 撮影記録による出来形管理

写真管理基準（案）

[新設]

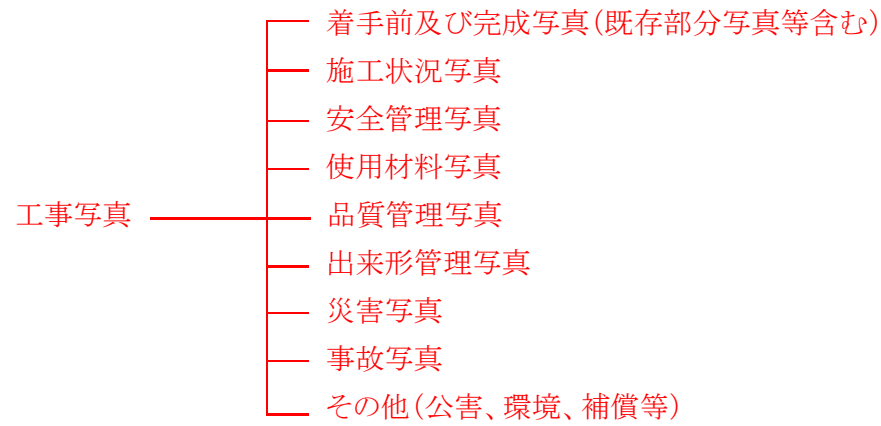
1.総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。
なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、監督職員に協議し、その指示によるものとする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2.撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、別表第2に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

小黒板の判読が困難となる場合は、「電子化写真データの作成要領」(農林水産省)に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

※手持ち黒板を使用する場合は、施工計画書に明記すること。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「情報化施工技術のガイドライン」(農林水産省)による品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略することができる。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができる。臨場時の状況写真は不要とする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

参考図として作成する。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3.整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、監督職員の指示によるものとする。

4.その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通 工事	2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 情報化施工の場合の場合には、「 情報化施工技術の活用ガイドライン 」（農林水産省）による。
	3. 盛土	上記と同一。 盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。 情報化施工の場合の場合には、「 情報化施工技術の活用ガイドライン 」（農林水産省）による。

工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通 工事	2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	3. 盛土	上記と同一。 盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。

2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね 10 a 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。 情報化施工の場合の場合には、「 情報化施工技術の活用ガイドライン 」（農林水産省）による。
	3. 畦畔工	施工延長おおむね 200～400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は 50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね 10 a 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。
	3. 畦畔工	施工延長おおむね 200～400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は 50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

土木工事施工管理基準新旧対照表

改定後

現行

別表第3 品質管理

各表記載：「監督職員」

別表第3 品質管理

各表記載：「監督員」